

無料公開セミナー

「新試験委員対策ダイジェスト」

テーマ1 有価証券の譲渡による所得の課税関係

テーマ2 保険金等に係る所得税の取扱い

テーマ3 定期借地権に係る税務

テーマ4 その他対策予定項目

はじめに

❶ 試験委員対策について

税理士試験では概ね3年に1度試験委員が変更されます。本年はちょうど試験委員の変更の年度ということになります。

試験問題は、試験委員それぞれの特徴や色というものが少なからず反映されますので、今年度の所得税法の試験結果は、これまでレギュラーコース、ないし速修・上級コースで学習してきた基本項目に加えて、どれだけ試験委員の特徴を捉えた対策を講ずるかによって左右されるといって過言ではありません。

TACでは、5月から7月を「直前期」と位置づけ、本試験に直結する「応用理論対策」や「計算試験委員対策」を行います。今回は、新試験委員初年度という事もありますので、直前期を迎える前に今年度の受験をするうえで確認しておきたい試験委員対策論点の一部をピックアップして紹介していきます。

なお、時間的な制約もありますので、当セミナーにおいては数値を用いた例題は収録しておりません。また、試験委員対策のすべてを紹介することはできませんが、直前講義では、改めてこれらを含めた試験委員対策を行いますし、例題や答練を通じて具体的な数値を用いたアウトプットトレーニングを積んで頂くこととなりますので、その点ご承知おき下さいますようお願い致します。

❷ 参考図書

「平成20年版 所得税重要項目詳解」

小田満著 財団法人大蔵財務協会

テーマ1 有価証券の譲渡による所得の課税関係

1 概 要

有価証券の譲渡による所得は、「株式等」と「株式等以外」に区分して、次のように整理される。

1 株式等

(1) 下記以外（原則）

⇒ 事業所得、譲渡所得又は雑所得として分離課税（株式等に係る譲渡所得等の金額）

(2) 有価証券先物取引の方法による株式等の譲渡による所得

⇒ 事業所得、譲渡所得又は雑所得として分離課税（先物取引に係る雑所得等の金額）

(3) ゴルフ会員権の譲渡に類する株式等の譲渡による所得

⇒ 事業所得、譲渡所得又は雑所得として総合課税

(4) 土地等の譲渡に類する株式等の譲渡による所得

⇒ 短期譲渡所得として分離課税

2 株式等以外

(1) 下記以外（原則）

⇒ 非課税（譲渡損はないものとみなす）

(2) 事業所得、譲渡所得又は雑所得として総合課税

⇒ 次に掲げるもの

① 国外で割引発行された公社債を国内で譲渡したことによる所得

※ その公社債の募集又は売り出しを行う地域が国外であるものをいい、外国通貨で表示されているものに限らない（措通37の16－1）

② 利子が支払われる公社債で、次のいずれかに該当するものを国内で譲渡したことによる所得

イ 確定利率で利子が支払われる公社債で、年利0.5%未満（発行日から償還日までの期間が5年未満のものは0.1%未満、5年以上6年未満のものは0.2%未満、6年以上7年未満のものは0.4%未満）のもの

ロ その債権が元本部分と利子部分とを切り離して独立して取引されるもの

ハ 利子の計算期間が1年超のもの又は1年を超える計算期間があるもの。

ニ その利率の最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上であるもの（利子を付さない期間があるものを含む。）

③ 国内で割引発行される公社債で、住宅金融支援機構、都市再生機構等により発行されるものを譲渡したことによる所得

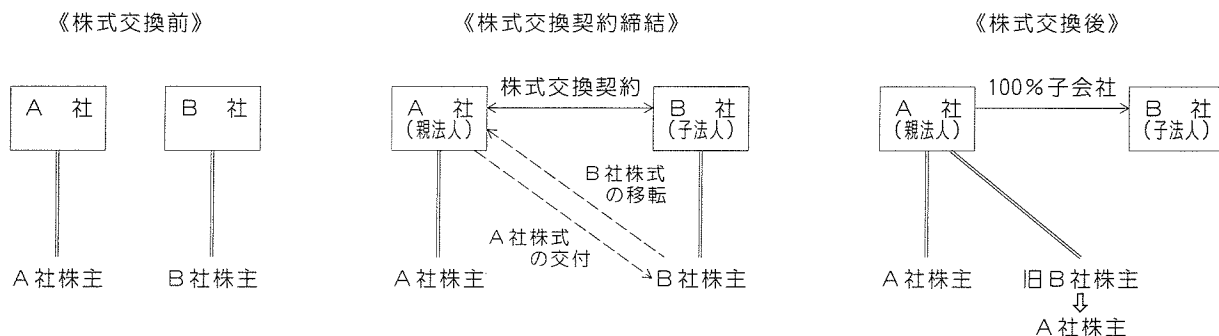
④ 特定短期公社債

2 株式交換・株式移転・取得請求権付株式等の特例

1 株式交換があった場合の特例（法57の4①、令167の7③）

(1) 株式交換とは？

株式交換とは、ある会社（「株式交換完全親法人」という）が他の会社を100%子会社とするために、その子会社となる会社（「株式交換完全子法人」という）の株主に、株式交換契約によって取り決めた株式交換比率によって、自社の株式などを割り当てることをいう。



(2) 株式交換完全子法人となった法人の個人株主の取扱い

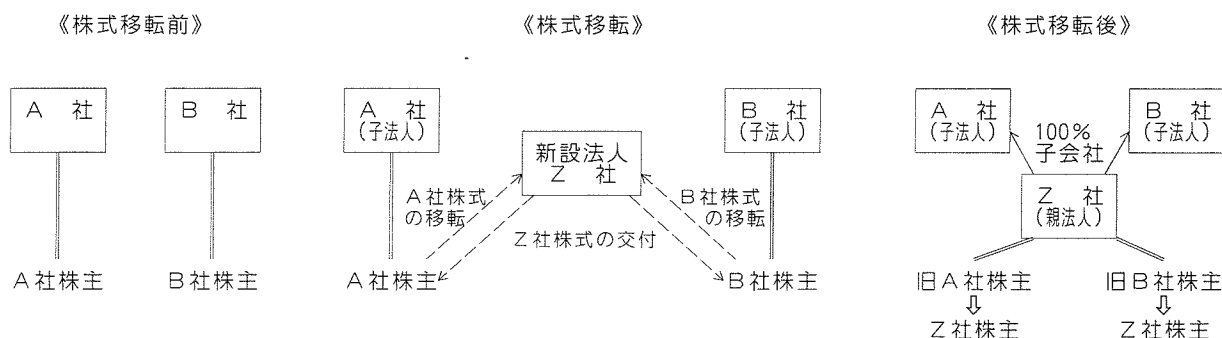
居住者が、その有する株式を株式交換により株式交換完全親法人に譲渡し、その株式交換完全親法人（その100%親法人を含む）の株式のみの交付を受けた場合には、その株式の譲渡はなかったものとみなす。

また、取得した株式交換完全親法人の株式の取得価額は、譲渡した株式の取得価額を引き継ぐ。

2 株式移転があった場合の特例（法57の4②、令167の7④）

(1) 株式移転とは？

ある会社、ないし複数の会社が、発行済株式の全部を、新設する法人（「株式移転完全親法人」という）に移転し、これによって子会社となる会社の株主に、株式移転完全親法人の株式を割り当てることをいう。



(2) 株式移転により子会社となる法人の個人株主の取扱い

居住者が、その有する株式を株式移転により株式移転完全親法人に譲渡し、その株式移転完全親法人の株式のみの交付を受けた場合には、その株式の譲渡はなかったものとみなす。

また、取得した株式移転完全親法人の株式の取得価額は、譲渡した株式の取得価額を引き継ぐ。

3 取得請求権付株式等の特例（法57の4②、令167の7④）

居住者が、その有する下記(1)から(6)の有価証券をそれぞれに掲げる事由により譲渡し、これによって株式や新株予約権の交付を受けた場合には、その有価証券の譲渡がなかったものとみなす。

また、取得した株式や新株予約権の取得価額は、譲渡した有価証券の取得価額を引き継ぐ。

(1) 取得請求権付株式

⇒ その法人の株式のみが対価として交付される場合におけるその請求権の行使

※ 取得請求権付株式とは、株主の請求によって発行法人があらかじめ定められた対価で自己株式を取得する旨の定めを設けている種類の株式をいう。

(2) 取得条項付株式

⇒ その取得対価として、その法人の株式のみが交付される場合におけるその取得事由の発生

※ 取得条項付株式とは、一定の取得事由が発生した場合に発行法人があらかじめ定められた対価で自己株式を取得することができる旨の定めを設けている種類の株式をいう。

(3) 全部取得条項付種類株式

⇒ その取得対価としてその法人の株式以外の交付がされない場合のその取得決議

※ 全部取得条項付種類株式とは、ある種類の株式の全部についてその発行法人が株主総会の特別決議によってその全部を取得する定めを設けている種類の株式をいう。

なお、この場合の対価は、その株主総会の決議によって決定される。

(4) 新株予約権付社債についての社債

⇒ その新株予約権の行使によりその法人の株式が交付される場合のその新株予約権の行使

(5) 取得条項付新株予約権

⇒ その取得対価としてその法人の株式のみが交付される場合のその取得事由の発生

※ 取得条項付新株予約権とは、一定の取得事由が発生した場合にその発行法人がこれを取得することができる旨を定めている新株予約権をいう。

(6) 取得条項付新株予約権が付された新株予約権

⇒ その取得対価としてその法人の株式のみが交付される場合のその取得事由の発生

2 投資信託の終了又は一部の解約があった場合の特例

1 株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約があった場合の特例（措法37の10④、令59）

株式等証券投資信託等（株式等証券投資信託、非公社債等投資信託、特定受益証券発行信託）の信託の終了又は一部の解約があった場合には、それぞれ次の取扱いとなる。

(1) 公募株式等証券投資信託等

交付金銭を譲渡対価として、株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する。

※ 配当所得の収入金額とされる金額はない。

(2) 上記(1)以外の株式等証券投資信託等

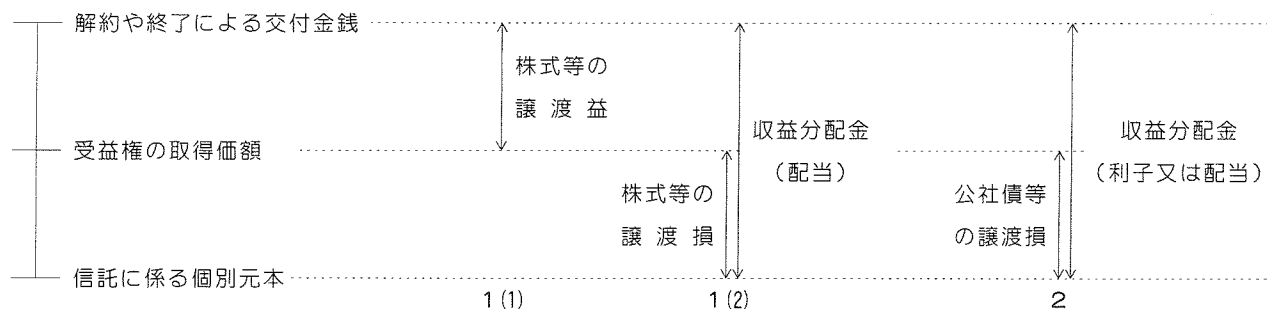
交付金銭とその信託に係る個別元本のいずれか低い金額を譲渡対価として、株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する。

また、交付金銭のうち個別元本を超える部分は配当所得の収入金額とされる（原則として総合課税）

2 公社債投資信託等（公社債投資信託、公社債等運用投資信託、社債的受益権に係る特定目的信託）の信託の終了又は一部の解約があった場合の特例（措法37の15①二、②二）

交付金銭とその信託に係る個別元本のいずれか低い金額を譲渡対価として、その受益権を譲渡したと考えるため、非課税（譲渡損はないものとみなす）。

また、交付金銭のうち個別元本を超える部分は利子所得又は配当所得の収入金額とされる（源泉分離課税）。



3 その他の留意事項

1 みなし配当課税の対象とならない自己株式の譲渡

(1) 上場会社等の自己株式の公開買付けの場合の特例（措法9の6、措令5）

上場会社等の自己株式の公開買付けに応じて上場株式等をその発行法人に譲渡した場合には、みなし配当課税をしないで、そのすべてを株式等に係る譲渡所得等の金額として課税する。

(2) 相続財産である未公開株式をその発行法人に譲渡した場合の特例（措法9の7、措令5の2）

相続又は遺贈（死因贈与を含む）で取得した未公開株式を、その相続税額の取得費加算の適用期間内にその発行法人に譲渡した場合には、みなし配当課税をしないで、そのすべてを株式等に係る譲渡所得等の金額として課税する。

2 遺産の代償分割により上場株式の移転があった場合の課税関係（基通33-1の5、38-7）

代償分割で財産を取得した者が、その債務の履行として自己が所有する上場株式を他の共同相続人に移転した場合には、その移転時に、消滅する債務の額を対価とする有償譲渡があったものとして、時価課税（相対取引であるため税率は15%）され、これにより株式を取得した者はその取得時に、時価取得したこととなる。

※ 共同相続人が遺産を分割する方法

(1) 現物分割 …… 個々の相続財産を分割する方法

(2) 換価分割 …… 相続財産を売却して金銭に換価し、その換価代金を分割する方法

※ 換価分割は、共有財産の譲渡になるため、相続分に応じて譲渡課税がされる。

(3) 代償分割 …… 現物は共同相続人の1人又は数人に与え、その現物を取得した者に他の相続人に対する債務を負担させて、遺産を分割する方法

3 株式の取得に係る負債の利子の取扱い

(1) 配当所得の金額の計算上控除されるもの

① ゴルフ会員権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得（譲渡所得となるものに限る）の基
因となった元本を取得するための負債の利子

② 土地等の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得で短期譲渡所得として課税されるものの元
本を取得するための負債の利子

③ 年末現在保有している株式等を取得するための負債の利子

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除されるもの

その年中に譲渡した上記(1)以外の株式等を取得するための負債の利子

4 分割されたゴルフ会員権を譲渡した場合の取得価額及び取得時期

ゴルフ会員権の分割は、通常、分割前の預託金を分割後の預託金として引き継ぐため、契約内容の変更と考えて、分割前のゴルフ会員権の取得時期は分割後のゴルフ会員権にそのまま引き継ぎ、分割前のゴルフ会員権の取得価額を次のように分割後のゴルフ会員権の取得価額として振り分ける。

$$\text{※ 分割前のゴルフ会員権の取得価額} \times \frac{\text{分割後の各ゴルフ会員権の預託金の額}}{\text{分割後のゴルフ会員権の預託金の合計額}}$$

※ 分割の際に、預託金の一部が返還された場合
その取得価額から返還された金額を控除する。

テーマ2 保険金等に係る所得税の取扱い

1 概 要

保険金等に係る所得税の取扱いは、生命保険と損害保険に区別して整理するとわかりやすい。

生命保険とは、基本的には人が死亡した場合や保険期間満了時に人が生存している場合にその契約にしたがって保険金が支払われるものであり、また、損害保険とは、基本的には保険期間中に偶発の事故によって損害を受けた場合に支払われるものである。

しかし、現在の保険は多種多様なものがあり、一概にこのような区分で見ることはいできない。

傷害保険やガン保険のような第3分野の保険契約に関しては、生命保険会社、損害保険会社が相互に参入し、両者を明確に区分することは難しい。

なお、生命保険の保険金の取扱いは、所得税法、相続税法の関係を理解したうえで整理する必要がある、基本的には次のような取扱いとなる。

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	課される税目
甲	甲	甲の妻	死亡保険金⇒相続税 満期保険金⇒贈与税
甲	甲の妻	甲の長男	贈与税
甲	甲の妻	甲	所得税

また、損害保険の保険金は、偶発の事故に基因する死亡によるものを除いては相続税や贈与税の対象とはならない。

なお、損害保険の満期返戻金等は保険契約者に支払われるため、保険料負担者と満期返戻金等の受取人が異なる場合があるが、保険金そのものについて贈与等があったこととはみず、保険料の支払いが行われた時に、その保険料相当額の贈与があったこととされる。

2 生命保険契約に基づく保険金

1 保険料負担者が受ける死亡保険金、満期保険金、解約返戻金の取扱い

受 取 り 方 法	所 得 区 分	源泉徴収の有無
一時金として受ける場合	一時所得	なし
年金として受ける場合	雑所得	あり
一部一時金 } として受ける場合	一時金 ⇒ 一時所得	なし
一部年金 }	年金 ⇒ 雑所得	あり

④ 年金で受取ることとされている保険金を一時金として受取する場合の取扱い（基通35－3）

(1) 年金受給開始日以前に一時金として受取ることとした場合

⇒ 一時所得として課税

(2) 年金受給開始日後に一時金として受取ることとした場合

① 原則

⇒ 雑所得

② 既受給年金の残額を一括して一時金として受取ることとした場合

⇒ 一時所得

※ 被保険者が保険料を負担していた場合（基通9－18）

年金受給開始日以前に一時金として受取ることとした場合には非課税、それ以外の場合には年金受給権に相続税が課税されたうえ、その後受ける年金に所得税が課税される。

④ 契約者配当金の取扱い

契約者配当金の受領方法としては、①現金受領、②保険料と相殺、③買い増し保険料に充当して保険金を増額する方法等があるが、いずれにせよ受領時に課税対象とされるのではなく、最終的な保険金の支払いを受ける際に、その保険金に係る所得計算上調整が行われる。

2 個人事業主負担の養老保険に係る生命保険の保険料及び保険金の取扱い

養老保険とは、死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、保険金の受取人が誰であるかに応じ、次のような取扱いとなる。

(1) 死亡保険金も満期保険金等もいずれも受取人が個人事業主である場合

支払い保険料	保険事故の発生等の時まで資産計上 ※ 傷害特約等の特約部分の保険料の額が明らかなときは、その部分は期間の経過に応じて必要経費に算入できる。 ※ 個人事業主が受ける契約者配当金等の額は、資産計上した保険料から控除する。
受取り保険金	① 死亡保険金及び満期保険金等 その業務に係る所得の総収入金額算入 ※ 資産計上していた保険料の額を必要経費に算入 （退職金や弔慰金等を支払う場合にはこれらも必要経費算入） ② 入院給付金等 その業務に係る所得の総収入金額算入 ※ 支払った入院費や見舞金等は福利厚生費等として必要経費算入

④ 使用人は個人事業主が保険料を負担しても経済的利益を受けないため課税されない。

(2) 死亡保険金も満期保険金等もいずれも受取人が使用人又はその遺族である場合

支払い保険料	特約部分の保険料も含め必要経費算入 ※ 個人事業主が受ける契約者配当金等の額は、その業務に係る所得の総収入金額算入
受取り保険金	① 使用人が受ける満期保険金等 一時所得として課税（支払保険料の額を支出した金額とする） ② 遺族が受ける死亡保険金 相続税の課税対象となり、所得税は非課税

- ④ 使用人は個人事業主が保険料を負担したことによる経済的利益に給与課税される。
なお、特約部分に係る経済的利益はないものとする。

(3) 死亡保険金の受取人が使用人の遺族で、満期保険金等の受取人が個人事業主である場合

支払い保険料	2分の1を資産計上、2分の1を必要経費算入 ※ 傷害特約等の特約部分の保険料の額が明らかなときは、その部分を除いた金額の2分の1を資産計上、残りを必要経費算入。 ※ 個人事業主が受ける契約者配当金等の額は、資産計上した保険料から控除する。
受取り保険金	① 個人事業主が受ける満期保険金等 その業務に係る所得の総収入金額算入 ※ 資産計上していた保険料の額を必要経費に算入 ② 遺族が受ける死亡保険金 相続税の課税対象となり、所得税は非課税 ※ 資産計上していた保険料の額を必要経費に算入

- ④ 使用人は個人事業主が保険料を負担したことによる経済的利益はないものとされる。

3 個人事業主負担の定期保険に係る生命保険の保険料及び保険金の取扱い

定期保険とは、死亡を保険事故とする生命保険をいい、死亡保険金の受取人が誰であるかに応じ、次のように取扱う。

(1) 死亡保険金の受取人が個人事業主である場合

支払い保険料	傷害特約等の特約部分の保険料も含め必要経費算入
受取り保険金	その業務に係る所得の総収入金額算入

💡 使用人は個人事業主が保険料を負担しても経済的利益を受けないため課税されない。

(2) 死亡保険金の受取人が使用人の遺族である場合

支払い保険料	傷害特約等の特約部分の保険料も含め必要経費算入 ※ 個人事業主が受ける契約者配当金等の額は、その業務に係る所得の総収入金額算入
受取り保険金	相続税の課税対象となり、所得税は非課税

💡 使用人は個人事業主が保険料を負担したことによる経済的利益はないものとされる。

4 個人事業主負担の定期付養老保険の場合

定期付養老保険とは、養老保険と定期保険を組み合わせた保険をいい、保険料の内訳が区別できるかどうかにより、次のように取扱う。

(1) 保険料が養老保険に係る部分と定期保険に係る部分とに明確に区分されている場合

支払い保険料	その区分に応じ上記2又は3により取扱う。 ※ 疾病特約等は定期保険に付されているものとして取扱う。
受取り保険金	

(2) 保険料が養老保険に係る部分と定期保険に係る部分とに明確に区分されていない場合

支払い保険料	そのすべてを養老保険に係る保険料とみて上記2により取扱う
受取り保険金	

㊦ その他の留意事項

1 個人事業主負担の青色事業専従者又は事業専従者に係る生命保険料の取扱い

⇒ 家族の一員として負担しているものとみて原則として必要経費不算入（所定の要件を満たせば生命保険料控除の対象となる）

2 使用人の退職に際し、契約者及び受取人の名義を使用人に変更して、その契約に係る権利を使用人に支給する場合

(1) 個人事業主の取扱い

- ① その権利の価額（その支給時における解約返戻金相当額）を退職手当等として必要経費算入
- ② その権利の価額と資産計上していた保険料の差額を総収入金額又は必要経費に算入

(2) 使用人の取扱い

⇒ その権利の価額を退職手当等として課税される

㊧ 損害保険契約に基づく保険金

1 受取保険金等の基本的な取扱い

(1) 非課税とされるもの（法9①十六、令30）

- ① 資産の損害に基因して支払いを受けるもの（下記(2)に該当するものは課税される）
- ② 身体の傷害に基因して支払いを受けるもの（収益補償として受けるものも非課税とされる）

㊦ 業務用資産について保険事故が発生した場合の積立保険料の取扱い（基通36・37共―18の7）
損害保険金が課税される場合には必要経費に算入するが、非課税とされる場合には必要経費不算入となる。

㊦ 身体に傷害を受けた者以外の者が支払いを受ける場合

① 原則

⇒ 課税

- ② 保険金の支払いを受ける者が身体に傷害を受けた者の配偶者、直系血族、その他の同一生計親族である場合（基通9―20）

⇒ 非課税

㊦ 高度障害保険金等（基通9―21）

疾病に基因して重度障害の状態になったこと等に基因して受ける高度障害保険金や高度障害給付金、入院費給付金等も非課税とされる。

㊦ 所得補償保険金（基通9―22）

所得補償保険とは、被保険者が傷害や疾病により勤務又は業務に従事することができなくなった場合の給与又は収益の補償として保険金が支払われる保険であり、「身体の傷害」に基因して支払いを受けるものに該当するものであることから非課税とされる。

(2) 課税されるもの

- ① 各種所得の必要経費に算入される金額を補てんするためのもの（令30）
 - ⇒ 法37の経費を補てんするためのものをいい、総収入金額と必要経費の両建処理となる。
- ② 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る収入金額に代わる性質を有するもの（令30、94）
 - ⇒ 山林の資産損失に係るものは、損失額を超える部分の金額に限る。
 - 計算期間が3年以上のものは臨時所得に該当する。
- ③ 満期返戻金、解約返戻金
 - ⇒ 一時所得として課税

2 賃借建物に係る損害保険の保険料及び保険金の取扱い（基通36・37共―18の3、5、7）

損害保険契約の保険料は、損害保険金に対応するものとしての掛捨て（危険）保険料と、満期返戻金の原資となる積立保険料などからなっている。

なお、損害保険金は被保険者（資産の所有者）に支払われ、満期返戻金は契約者に支払われることから、その保険の契約者が誰であるかによってその保険料の取扱いが整理できる。

(1) 契約者が賃借人（個人事業主）である場合

① 支払い保険料の取扱い

個人事業主 (保険料負担者)	掛捨て保険料 ⇒ 必要経費算入 積立保険料 ⇒ 資産計上
所有者 (被保険者)	掛捨て保険料相当額を総収入金額及び必要経費に算入（両建）

◆ 所有者が個人事業主の同一生計親族である場合には、法56により結果的に自己所有の建物を保険に付している場合と同じになる。

② 受取り保険金の取扱い

イ 個人事業主が受ける満期返戻金

⇒ 一時所得として課税（資産計上していた積立保険料を支出した金額とする）

ロ 所有者が受ける損害保険金

⇒ 非課税（個人事業主は資産計上していた積立保険料を必要経費に算入する）

(2) 契約者が所有者（被保険者）である場合

① 支払い保険料の取扱い

個人事業主 (保険料負担者)	掛捨て保険料 ⇒ 必要経費算入 積立保険料 ⇒ 必要経費算入
所 有 者 (被保険者)	保険料総額 ⇒ 総収入金額算入 掛捨て保険料 ⇒ 必要経費算入 積立保険料 ⇒ 資産計上

◆ 所有者が個人事業主の同一生計親族である場合には、法56により結果的に自己所有の建物を保険に付している場合と同じになる。

② 受取り保険金の取扱い

イ 所有者が受ける満期返戻金

⇒ 一時所得として課税（資産計上していた積立保険料を支出した金額とする）

ロ 所有者が受ける損害保険金

⇒ 非課税（所有者が資産計上していた積立保険料は必要経費不算入）

テーマ3 定期借地権に係る税務

1 概 要

平成4年8月1日から施行されている借地借家法において、地主にとって有利な定期借地権の制度が創設され、①一般定期借地権、②建物譲渡特約付定期借地権、③事業用定期借地権の3種類が設けられている。

定期借地権は、従来、下記1の保証金方式により設定されていたが、平成16年12月16日付けで国土交通省より前受地代方式の定期借地権について照会があり、下記2の前受地代方式による設定が認められることとされた。

したがって、現在、定期借地権の設定方法としては下記の二つがある。

1 保証金方式

- (1) 契約時に権利金、保証金等を受領
- (2) 賃貸借期間を通じて地代を受領

2 前受地代方式

- 1 契約時に権利金、保証金等の収受とは別に賃貸借期間の地代の全部又は一部を一時に受領（地代を前受けする）
- 2 賃貸借期間を通じて地代の残額を受領

※ 契約書にその一時金が前受地代であり、契約期間にわたって地代の全部又は一部に均等に充当されることを定めなくてはならない。

2 税務上の取扱い

保 証 金 方 式	前 受 地 代 方 式
1 権利金及び地代は総収入金額算入	同 左
2 保証金の使用状況に応じて次のように取扱う	同 左
(1) 業務用資金として使用し又は業務用資産の取得に充てている場合	なお、 <u>前受地代については経済的利益の計上は要しない</u>
{ 経済的利益⇒不動産所得の総収入金額算入 上記と同額⇒使用した業務に係る所得の必要経費算入	
(2) 預貯金、公社債等の金融資産に運用している場合	
経済的利益の計上を要しない	
(3) 上記(1)及び(2)以外（家事費に充てている場合など）	
経済的利益⇒不動産所得の総収入金額算入	
	<u>3 前受地代の処理</u> (1) 借地権設定者（貸主） 「前受地代」として経理し、各年の地代相当額を総収入金額算入 (2) 借地権者（借主） 「前払地代」として経理し、各年の地代相当額を必要経費算入

テーマ4 その他対策予定項目

❶ 損害賠償金を支払った場合、受取った場合の取扱い

- 1 業務に関連する損害賠償金の取扱い
- 2 上記1以外の損害賠償金の取扱い

❷ 立退料の取扱い

- 1 受け取った立退料の取扱い
 - (1) 譲渡所得に該当する立退料の区分計算
 - (2) 一時所得の金額の計算上控除される支出の範囲など
- 2 家主が支払った立退料の取扱い
- 3 家主に代わって支払った立退料の取扱い

❸ 無償・低額・高額取引等の取扱い

- 1 無償譲渡や無償貸付けの取扱い
- 2 低額譲渡や低額貸付けの取扱い
- 3 高額譲渡の取扱い

❹ 課税標準、所得控除の計算における取扱い

- 1 損益通算、損失の繰越控除に関する留意事項
- 2 現金の盗難損失があった場合の取扱い
- 3 控除の対象となる災害等関連支出の範囲
- 4 医療費控除の対象となる医療費や医療費を補てんする保険金等の範囲など

❺ 平均課税適用上の留意事項

- 1 変動所得、臨時所得の範囲
- 2 税額計算上の留意事項